

市長の職務に係る倫理の保持について

1. 市長の職務に係る倫理の保持に係る市長の意思表示

(1) 選挙公約

「4つの重点施策と8つの改革分野」

8つの改革分野

1. 市役所改革

「利害関係者による市長への寄付や供応を禁止する「倫理条例」を制定します。」

(2) 平成27年10月 所信表明

利害関係者との関係を明確にするため、私自身の倫理の保持に資する制度を整備します。

2. 現に市長に適用されている法令、条例規定

- ・公職選挙法
- ・政治資金規正法
- ・政治倫理の確立のための枚方市長の資産等の公開に関する条例
- ・公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例 等

3. 新たな条例（「(仮称) 枚方市長の職務に係る倫理に関する条例」）の制定

1を踏まえ、2のうち「公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例」との関係を整理し、市長の職務に係る倫理に関して、新たな条例を制定することとする。

4. 市長の職務に係る倫理の保持に関し、新たな条例で規定する事項

- (1) 市長の責務
- (2) 市長の職務に係る倫理行動規準
- (3) 倫理行動規準への違反に係る市長の疑惑解明の努力義務
- (4) 倫理行動規準に違反する疑いがある場合における調査請求手続
- (5) 倫理行動規準の違反に係る疑義に関する調査、審査等を行うための枚方市長職務倫理審査会の設置
- (6) 同審査会の調査に対する市長の協力義務
- (7) 信頼回復のための措置を講じる市長の責務 等

5. 施行期日

平成28年10月1日

6. 大阪府下の市における同種の条例の制定状況

- ・東大阪市政治倫理条例 平成7年10月1日施行
- ・堺市長の倫理に関する条例 平成18年4月1日施行
- ・和泉市長の政治倫理に関する条例 平成19年4月1日施行